

防経会第6495号
25. 5. 14
一部改正 防経会第10825号
25. 8. 7
一部改正 防官文（事）第18号
27. 10. 1
一部改正 防官会第6328号
令和4年3月31日
一部改正 防官会（事）第173号
令和5年5月8日
一部改正 防官会第13595号
令和5年6月26日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

防衛省行政事業レビュー推進チーム設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

防衛省行政事業レビュー推進チーム設置要綱

(設置)

第1条 防衛省における行政事業レビュー及び調達改善の取組を着実に進めるため、防衛省に防衛省行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を置く。

(チームの構成)

第2条 チームの構成は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 統括責任者 | 大臣官房長 |
| (2) 統括責任者代理 | 政策立案総括審議官
予算等に関する省内及び政府部内の連絡調整に関すること（他の審議官が所掌するものを除く。）
を総括整理する大臣官房審議官 |
| (3) 副統括責任者 | 大臣官房企画評価課長
大臣官房会計課長 |
| (4) チーム員 | 大臣官房文書課長
大臣官房監査課長
防衛政策局防衛政策課長
整備計画局防衛計画課長
人事教育局人事計画・補任課長
地方協力局総務課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛医科大学校事務局企画部主計課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
防衛装備庁長官官房会計官
防衛装備庁装備政策部装備政策課長
その他統括責任者の指名する者 |

2 統括責任者は、チームの運営のため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者をチームにおける会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(チームの任務)

第3条 チームは、次に掲げる任務を行うこととする。なお、これらの任務を行うに当たっては、政策評価を実施する部局との連携の強化を図るものとする。

- (1) 事業を所管する防衛省本省の内部部局の課等、防衛装備庁の内部部局の課等及び統合幕僚監部の課等（以下「事業所管部局」という。）による行政事業レビューシートの作成及び自己点検に関する指導を行うこと。
- (2) 防衛省行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）の点検を受ける事業を選定すること（公開プロセスの対象となる事業の選定を含む。）。
- (3) 事業所管部局による自己点検及び外部有識者会合による点検の結果に基づいて事業を点検し、当該事業に対する所見をとりまとめること。
- (4) 前号の所見を踏まえて行われる事業所管部局による事業の改善に向けた取組を点検すること。
- (5) 第3号の所見を踏まえて行われる事業所管部局による事業の改善が概算要求に反映されているかどうかを確認し、その状況を取りまとめること。
- (6) 調達改善の取組の推進について（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）に基づく調達改善計画を策定し、及び当該計画に対する自己評価を実施すること。
- (7) 前号の調達改善計画及び自己評価に対して外部有識者会合が提出する所見を踏まえ、必要な措置をとること。
- (8) 予算執行等に係る情報の公表等を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、統括責任者が指定すること。

（事業所管部局等の協力）

第4条 事業所管部局及び事業に関係する防衛省本省の施設等機関、各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁の施設等機関は、チームと相互に緊密に連絡調整を行い、チームから関係者の出席、資料の提供その他の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（外部有識者会合との連携）

第5条 チームは、効率的・効果的な点検を実施するために必要と認められるときは、外部有識者会合と合同の会議を開催することができる。

（庶務）

第6条 チームに関する庶務は、大臣官房会計課において処理する。

（委任規定）

第7条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は統括責任者が定める。